

小牧市告示第62号

都市公園法（昭和31年4月27日法律第79号。以下「法」という。）
第27条第4項の規定により、放置された自動車を次のとおり保管した。

令和8年4月21日

小牧市長 天野 正基

- 1 保管した工作物等の名称、種類、形状及び数量
普通自動車、ホンダ・インサイト、銀色、1台
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び除却した日時
市民四季の森（南側）、令和8年4月20日
- 3 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和8年4月20日、市民四季の森（南側）
- 4 返還を行う場所
市民四季の森（南側）（小牧市大字大草5786-1）
- 5 返還を受ける方法
小牧市都市政策部みどり公園課において、当該保管自動車の所有者であることを証明するものを提示する。